

法令名称：長期介護サービス法

改正公布日：2017年1月26日

施行日：2017年6月3日

改正箇所：第15、22、62、66条。

第一章 総則

第一条

この法律は、長期介護サービスシステムを健全化させ、長期介護サービスを提供し、介護及び支援サービス品質を確保し、普遍的、多元的かつ負担可能なサービスを発展し、被介護者及び介護者の尊厳及び権利・利益を保障することを目的とする。長期介護サービスの提供に当たり、サービス対象の性別、性的指向、性自認、婚姻、年齢、心身障害、疾病、社会階級、人種、宗教信条、国籍及び居住地域による差別的や侮蔑的な行為があってはならない。

第二条

この法律における主管官庁について、中央を衛生福利部とし、直轄市は直轄市の市役所とし、県や市では県庁や市役所とする。

第三条

この法律の用語は、次の通り定義する。

- 一、長期介護とは、身体的・精神的に全ての自立を失った状態が、6ヵ月経過、若しくは6ヵ月にわたり継続する場合、その個人或いはその介護者の必要性に応じて提供する生活の支援、介助、社会参加、介護及び関連の医療・看護サービスをいう。
- 二、要介護者(以下、「要介護者」という)とは、身体的又は精神的機能の一部又は全てを失ったことにより、日常生活行動について他人の手助けを必要とする者をいう。
- 三、家族介護者とは、在宅で要介護者に対し定期的に介護を提供する主な親族或いは家族をいう。
- 四、長期介護職員(以下、「介護職員」という)とは、この法律で定める訓練、認証を受けて資格を取得し、長期介護サービスを提供できる者をいう。
- 五、長期介護サービス事業所(以下、「介護事業所」という)とは、長期介護サービス或いは長期介護必要性の評価サービスを提供することを目的とし、この法律の規定によって設立された事業所をいう。
- 六、長期介護管理センター(以下、「介護管理センター」という)とは、中央主管官庁が指定し、長期介護必要性の評価及びリンクサービスを提供することを目的とする機関(構)をいう。
- 七、長期介護サービスシステム(以下、「長期介護システム」という)とは、介護職員、介護事業所、財務及び関連資源の発展、管理、レファレル体制などで

構成されるネットワークをいう。

八、個人ヘルパーとは、個人の身分で雇用され、要介護者の自宅で介護作業に従事する者をいう。

第四条

次に掲げる各号は、中央主管官庁が管掌する。

- 一、長期介護サービスの提供により、全国的な長期介護政策・法規の制定及び長期介護システムの企画、立案及び宣伝。
- 二、直轄市、県庁や市役所が実施する長期介護についての監督及び協調事項。
- 三、長期介護サービス利用者の権利・利益保障の企画。
- 四、介護事業所の発展、奨励及び第三十九条第三項の規程で定めたところにより中央主管官庁が実施しなければならない評価。
- 五、県や市を跨いだ介護事業所の指導及び監督。
- 六、介護職員の管理、養成及び訓練の企画。
- 七、長期介護財源の企画、調達と長期介護経費の配分及び補助。
- 八、長期介護サービス情報システム、サービス品質などの研究開発及び監視。
- 九、長期介護サービスの国際協力・交流と革新サービスの企画及び推進。
- 十、資源不足地域の長期介護サービス提供の協調。
- 十一、前各号に掲げるもののほか、全国的な長期介護サービスの策定及び監督・指導。

第五条

次に掲げる各号は、地方自治体が管掌する。

- 一、長期介護サービスを提供し、管轄区域内の長期介護政策の制定、長期介護システムの企画、宣伝及び実施。
- 二、中央主管官庁が制定した長期介護政策、法規及び関連の企画プランの実施。
- 三、地方の長期介護サービス訓練の実施。
- 四、管轄区域内の介護事業所の監督・指導・査定及び第三十九条第三項の規程で定めたところにより地方自治体が実施しなければならない評価。
- 五、地方の長期介護財源の企画、調達と長期介護経費の配分及び補助。
- 六、管轄区域内の発展が困難或いは資源不足地域の介護事業所の奨励。
- 七、前各号に掲げるもののほか、地方の性質に属する長期介護サービス事項。

第六条

この法律で定める事項が、中央の各所管行政庁の職務分掌に及んだ場合、責任権限を次の通り区分する。

- 一、教育主管官庁：長期介護教育、人材養成及び長期介護サービス利用者の体育

活動、運動場所及び施設設備等の関連事項。

- 二、労働主管官庁：介護職員及び個人ヘルパーの労働条件、就労サービス、労働安全衛生等の事項、及び医療従事又は社会福祉士専門免許以外の介護職員、及び個人ヘルパーの訓練、技能検定等の関連事項。
- 三、退役軍人援護主管官庁：退役軍人の長期介護等の関連事項。
- 四、建設・工務・消防主管官庁：介護事業所の建築管理、公共施設と建築物のバリアフリーの生活環境及び消防安全等の関連事項。
- 五、先住民族事務主管官庁：先住民族の長期介護関連事項の協調、連絡、企画及び推進の協力等の関連事項。
- 六、科学技術研究事務主管官庁：長期介護サービスの補助科学技術開発、技術研究の移転、運用等の関連事項。
- 七、その他所管行政庁：それぞれ当該機関に関わる長期介護等の関連事項。

第七条

主管官庁は、首長を招集権者とし、長期介護に関する学者や専門家、民間の関連機関・団体の代表、サービス利用者の代表及び各所管行政庁の代表を招いて長期介護サービス、我が国の長期介護人的資源の開発、利用料金徴収・払い戻し、職員給与、監督・査定などの長期介護に関する事項を協調、研究、審議及び相談すること。

前項の代表において、関連の学者や専門家と民間の関連機関・団体の代表及びサービス利用者の代表の人数は、3分の2を上回り、サービス利用者と一方の性別の代表が3分の1を上回ること。また先住民族の代表或いは先住民族文化を熟知する専門家や学者は最低でも1人とする。

第二章 長期介護サービス及び長期介護システム

第八条

中央主管官庁は、長期介護サービスの特定範囲を公示できる。

国民が前項のサービスを申請した場合、介護管理センター又は直轄市、県や市の主管官庁が評価しなければならない。直轄市、県や市の主管官庁は、評価結果によってサービスを提供しなければならない。

医療・看護のケアを受ける長期要介護者は、医師から意見書を発行してもらい、介護管理センター或いは直轄市、県(市)主管官庁が評価しなければならない。

第二項のサービスは、要介護状態及びその家庭の経済状況により、主管官庁が補助を提供しなければならない。他の法令の規定に基づき同一性質のサービス補助を申請できる場合、このうちの一つのみを選んで行う。

第二項及び第三項の評価は、専門団体に実施を委託できる。評価の基準、方法、人員の資格条件及びその他の関係事項は、中央主管官庁が公示する。

第四項の補助の金額或いは比率は、中央主管官庁が定める。

第九条

長期介護サービスは、その提供方式によって次の通り区分する。

- 一、居宅型：訪問介護サービスを提供する。
- 二、地域密着型：地域内で一定の場所及び施設を設置し、デイケア、ホームヘルパー、ショートステイ、グループホーム、小規模多機能及びその他の複合型サービスを提供する。ただし、第三号のサービスは、含まれない。
- 三、入所介護型：被介護者が特定施設に入居する方法で、24時間介護又は夜間宿泊等のサービスを提供する。
- 四、家族介護者の支援サービス：家族介護者のため一定の場所や訪問等による支援サービスを提供する。
- 五、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁の公示を経たサービス方法。

前項のサービス方法については、介護事業所が併合して提供できる。

第一項第二号の地域密着型の複合型サービスは、直轄市、県(市)主管官庁が地域代表、長期介護サービス提供者の代表及び専門家や学者を招いて、長期介護サービス及びその関連の計画、地域密着型の複合型サービス区域の区分、地域長期介護サービスの地域人的資源の開発、利用料金徴収・払い戻し、職員給与、サービス項目、争議事案協調等の関連事項を協調、審議及び相談できる。また、第七条の規定と併せて設立できる。

第十条

居宅型の長期介護サービス項目は、次の通りとする。

- 一、身体介護サービス。
- 二、日常生活上のケアサービス。
- 三、家事代行サービス。
- 四、食事及び栄養相談サービス。
- 五、福祉用具サービス。
- 六、必要な住宅改修サービス。
- 七、心理的サポートサービス。
- 八、緊急救助サービス。
- 九、医療的ケアサービス。
- 十、他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス。
- 十一、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁が認定した居宅で提供される介護関係サービス。

第十一条

地域密着型の長期介護サービス項目は、次の通りとする。

- 一、身体介護サービス。
- 二、日常生活上のケアサービス。
- 三、ショートステイサービス。
- 四、食事及び栄養相談サービス。
- 五、福祉用具サービス。
- 六、心理的サポートサービス。
- 七、医療的ケアサービス。
- 八、送迎サービス。
- 九、社会参加サービス。
- 十、他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス。
- 十一、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁が認定した地域で提供される長期介護関係サービス。

第十二条

入所介護型の長期介護サービス項目は、次の通りとする。

- 一、身体介護サービス。
- 二、日常生活上のケアサービス。
- 三、食事及び栄養相談サービス。
- 四、宿泊サービス。
- 五、医療的ケアサービス。
- 六、福祉用具サービス。
- 七、心理的サポートサービス。
- 八、緊急病院搬送サービス。
- 九、家族教育サービス。
- 十、社会参加サービス。
- 十一、他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス。
- 十二、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁が認定した入所方法で提供される長期介護関係サービス。

第十三条

家族介護者支援サービスで提供する項目は、次の通りとする。

- 一、関連情報の提供及びレファレル。
- 二、長期介護の知識、技能訓練。
- 三、レスパイトケアサービス。
- 四、精神的サポート及び団体サービスのレファレル。
- 五、前各号に掲げるもののほか、家族介護者の能力及びその生活の質の向上をア

シストするサービス。

前項の支援サービスの申請、評価、提供及びその他遵守すべき事項は、中央主管官庁が定める。

第十四条

中央主管官庁は、長期介護に関する資源及び需要の調査を定期的を実施し、また多元的な文化特徴及び離島や辺鄙な地域といった特殊な状況を考慮することで、長期介護サービスの発展計画を立案すると共に必要な助成措置を講じなければならない。

中央主管官庁は、長期介護資源の発展のバランスをとるため、長期介護サービス区域を区分けして、区域の資源を企画し、サービスネットワークと輸送システム及び人材発展計画を構築でき、また資源過剰地域において、介護事業所の設立或いは拡張を制限できる。資源不足地域においては、長期介護サービスシステムの健全化に関する事項の実施を助成しなければならない。

先住民族地区の長期介護サービス計画、長期介護サービス区域及び人材発展の企画及び推進については、中央主管官庁と先住民族委員会が合議のうえ定める。

中央主管官庁は、長期介護の革新サービスに関する研究の実施を助成しなければならない。

第一項及び第二項の助成の項目、方法と介護事業所の設立或いは拡張の制限、及び第二項の長期介護サービス区域の区分、人材発展等の事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。

第十五条

中央主管官庁は、長期介護サービスを提供し、長期介護サービスを広げ普及させ、長期介護に関する資源の発展を促進し、サービスの品質と効率を向上し、サービス及び人的資源の充実とバランスをとり、各種経費を補助するため、特種基金を設置しなければならない。

基金の資金源は、次の通りとする。

- 一、相続税及び贈与税の税率を 10% から 20% に上げ、課税収入とする。
- 二、タバコ・酒税を 1,000 本 (1kg) あたり 590 台湾元から 1,590 台湾元に増税し、課税収入とする。
- 三、政府予算からの交付金。
- 四、タバコ健康福祉税。
- 五、寄付収入。
- 六、基金利子収入。
- 七、その他収入。

前項第一号及び第二号を新規課税収入とし、財政収入法の規定の適用外とする。

基金の資金源は、本法律の施行から2年後に、財源確保のため見直さなければならない。

第十六条

中央主管官庁は、サービス利用者の介護管理、サービス人材管理、介護事業所の管理及びサービス品質などの情報システムを構築して、長期介護政策を調整するための根拠とし、法律に基づいて公開する。

主管官庁及び各介護事業所は、前項の必要な資料を提供しなければならない。

第十七条

非営利目的の介護事業所が、国家政策に合わせ、国有非公用不動産を使用する必要がある時、特別案件として主管官庁に報告し、主管官庁を経由して当該不動産管理機関に転送して法律に基づいて賃貸されることができる。その賃料基準は、当該土地及び建築物の法律に基づいて当期の納付すべき地価税及び家屋税によって年間賃料を計算して徴収する。

前項の土地は、用地変更手続きを行わなければならない場合、介護事業所が主管官庁に報告し、主管官庁を経由して関係機関に転送して規定に基づいて実施されるものとする。

第一項の特別案件報告の申請手続き、要件及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。

第三章 介護職員の管理

第十八条

長期介護サービスの提供について、中央主管官庁の公示を経た長期介護サービスの特定項目は、介護職員が行わなければならない。

介護職員の訓練、継続教育、オンザジョブトレーニングのカリキュラム内容は、異なる地区、民族、性別、特定疾病及び介護経験の差異性を考慮しなければならない。

介護職員は、一定の単位取得の継続教育、オンザジョブトレーニングを受けなければならない。

介護職員の訓練、認証、継続教育カリキュラム内容と単位認定、修了証明書の有効期限及びその更新などの事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。

第十九条

介護職員が介護事業所に登録されていない限り、長期介護サービスを提供してはならない。ただし前条の第四項の訓練及び認証を修了し、その他の関係法令に基づいて登録されている医療従事者及び社会福祉士は、主管官庁に報告して承諾を得ている場合、この限りでない。

介護事業所は、非介護職員が前条の第一項の長期介護サービスを提供することを容認してはならない。

第一項の登録内容に異動があった時、異動があった日から 30 日以内に当該介護事業所が所在地の主管官庁の認定のために届け出なければならない。

第一項の登録において、その要件、手続、場所、サービス内容、資格の取消と廃止、臨時支援及びその他の遵守すべき事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。

第二十条

介護職員は、業務により他者の秘密を知得又は保有した場合、法律で規定されている場合を除き、漏えいしてはならない。

第四章 介護事業所の管理

第二十一条

介護事業所のサービス内容は、次の通り分類する。

- 一、居宅型サービス類。
- 二、地域密着型サービス類。
- 三、入所介護型サービス類。
- 四、総合サービス類。
- 五、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁の公示を経たサービス類。

第二十二条

前条の第三号及び入所介護型サービスを設けた第四号、第五号の介護事業所は、財団法人又は社団法人（以下、総称して「介護事業所法人」という）で設立しなければならない。

公立介護事業所は、前項の規定が適用されない。

本法律を施行する前に成立した、老人福利法、看護職員法及び心身障害者權益保障法に基づき、入所介護サービスの私立介護事業所は、拡張或いは引っ越しの申請手続き以外、第一項の規定の適用外とする。

第一項の介護事業所法人の設立、組織、管理及びその他遵守すべき事項について、ほかの法律に基づいて定める。

第二十三条

介護事業所の設立、拡張、引っ越しは、事前に主管官庁の許可を申請しなければならない。

第二十四条

介護事業所の申請要件、設立基準、代表者の資格と設立、拡張、引っ越しの申請手続、審査基準及び設立許可証への記載すべき内容などの事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。先住民族地区の介護事業所の設立及び人員配置は、中央主管官庁と先住民族委員会が合議のうえ定める。

第二十五条

介護事業所の事業休止、事業廃止、事業再開或いは許可証にある記載事項の変更は、事実発生日から 30 日以内に主管官庁の認定のため届け出なければならない。前項の事業休止期間は、最長でも 1 年を超えてはならない。必要がある時、延長の申請は 1 回のみ行うことができ、その期限を 1 年間とする。期限を過ぎた場合、事業廃止を手続きしなければならない。

前項の事業廃止は、事業休止期間満了日から 30 日以内に実施しなければならない。期限を過ぎても実施しなかった場合、主管官庁がその設立許可を直接廃止できる。

第一項及び第二項の申請手続及び審査などの事項に関する規程は、中央主管官庁が定める。

第二十六条

介護事業所を政府機関（構）が設立する場合、介護事業所名称の先頭に当該政府機関（構）の名称を付けなければならない。民間が設立する場合、「私立」という文字を付け加えなければならない。

介護事業所は、その場所において目立つ字体で前項の規定によりその名称を表示し、また事業所分類及びサービス内容を注記しなければならない。

第二十七条

非介護事業所は、介護事業所という名称を使用してはならない。

第二十八条

介護事業所は、次の名称を使用してはならない。

- 一、同一の直轄市又は県(市)において、許可証が廃止された介護事業所或いは主管官庁の設立許可を受けた介護事業所と同一の名称。
- 二、他者に政府機関、その他社会貢献団体と関係があると誤認させやすい名称。

第二十九条

非介護事業所は、長期介護サービスの広告を行ってはならない。

介護事業所の広告内容は、次の事項に限るものとする。

- 一、介護事業所名称と第二十六条第二項で定める注記すべき事項、設立日、許可証番号、住所、連絡電話及び交通アクセス。

- 二、介護事業所代表者の氏名、学歴及び経歴。
- 三、介護職員の専門職及び技術員の証書或いはこの法律で定める証明書番号。
- 四、サービスの提供方法及びサービス時間。
- 五、事業休止、事業廃止、事業再開、移転及びその年月日。
- 六、主管官庁が認定した料金目安。
- 七、前各号に掲げるもののほか、中央主管官庁が指定を公示した掲載又は放送できる事項。

第三十条

介護事業所は、サービス提供責任者を1名配置し、事業所の業務に対する監督・指導責任を負わせなければならない。

前項のサービス提供責任者の資格は、中央主管官庁が定める。

第三十一条

介護事業所のサービス提供責任者が事情により業務に当たることができなくなった場合、サービス提供責任者の資格に適合する者を指定して代理させなければならない。代理期間が30日を超える場合、所在地の主管官庁の認定のため報告しなければならない。

前項の代理期間は、1年を超えてはならない。

第三十二条

中央主管官庁は、定長期介護システム、医療システム及び社会福祉サービスシステム間のリンク体制を定めることで、サービス利用者に効果的なレファレルと複合型サービスを提供する。

第三十三条

入所介護型サービス類の介護事業所は、直ちにレファレルの受け入れ或いは必要な医療サービスの提供が可能な医療機関と医療サービス契約を締結しなければならない。

第三十四条

入所介護型サービス類の介護事業所は、長期介護サービス利用者の生命の安全を確保するため、第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

前項の付保すべき保険範囲及び金額は、中央主管官庁と所管行政庁が合議のうえ定める。

第三十五条

中央主管官庁は、地区の所得、物価指数、サービス品質等を参考して介護事業所

に料金参考情報を提供するよう地方自治体に指導しなければならない。

介護事業所の利用料金項目及びその金額は、サービス提供所在地の主管官庁の認定のために提出し、変更時も同様とする。

第三十六条

介護事業所が利用料金を徴収する場合、利用料金項目及び金額を明記している領収書を発行しなければならない。

介護事業所は、前条の利用料金徴収規に違反して超過額或いはみだりに項目を立てて利用料金を徴収してはならない。

第三十七条

介護事業所は、その設立許可証、利用料金、サービス項目及び主管官庁が設けた陳情ルートなどの情報を事業所内の目立つ場所に掲示しなければならない。

第三十八条

介護事業所は、所属する登録済みの介護職員を監督指導し、当該介護職員が提供した長期介護サービスの関連事項について記録を作成しなければならない。

前項の記録の医療看護に関する部分は、医事法令の規定に基づいて保存する以外に、当該介護事業所は少なくとも7年間保存しなければならない。

第三十九条

主管官庁は、介護事業所に対し指導、監督、査定、検査及び評価しなければならない。必要がある時、関連サービス資料提出の旨を介護事業所に通知でき、介護事業所は必要な協力を提供しなければならない。これを忌避、妨げ或いは拒んではならない。

前項の評価結果は、公示しなければならない。

第一項の評価の対象、内容、方法及びその他関連の事項は、中央主管官庁が定める。

第四十条

主管官庁は、次の原則に基づき長期介護サービスの品質基準を定めなければならない。

- 一、サービス利用者を中心として適切なサービスを提供する。
- 二、情報は公開で透明性があるものとする。
- 三、家族介護者の代表が参加する。
- 四、多元的な文化を考慮する。
- 五、介護と生活の品質を確保する。

第四十一条

介護事業所が事業廃止或いは事業休止する時、長期介護サービス利用者を他の事業所にレファレル或いは引き継がなければならない。レファレル或いは引き継ぐことができない時、主管官庁がレファレルや引き継ぎをサポートし、介護事業所がこれに協調しなければならない。

介護事業所が前項の規定に基づいて適切なレファレル或いは引き継ぎを行わなかった場合、地方主管官庁が強制措置を講じることができる。

レファレルを受けた介護事業所は、主管官庁に合わせて必要な協力を提供しなければならない。

第五章 長期介護サービスを受けるものの権利・利益保障

第四十二条

介護事業所が長期介護サービスを提供する時、長期介護サービスの利用者、家族或いは費用支払者と書面の契約を締結しなければならない。

前項の契約書の様式、内容については、中央主管官庁が定型化契約の見本とその記載すべき事項及記載不可事項を定めなければならない。

第四十三条

長期介護サービス利用者の書面による承諾を得ることなく、録画、録音又は撮影してはならず、またその氏名、生年月日、住(居)所及び身分を識別できる他の情報を報道或いは記載してはならない。利用者が意思表示を行うことができない場合、その法定代理人若しくは主たる介護者である最も近い親族の書面による承諾を得なければならない。

介護事業所は、長期介護サービス利用者の安全を守る必要な範囲内において、監視設備を設置でき、前項の制限を受けず、また長期介護サービス利用者、その法定代理人或いは主たる介護者である最も近い親族に告知しなければならない。

第四十四条

介護事業所及びその職員は、長期介護サービス利用者に対し適切な介護及び保護を与え、遺棄、身体・心理的虐待、軽蔑、傷害、身体の自由の違法な制限或いはその権利・利益を侵害するような他の事態があってはならない。

第四十五条

主管官庁は、陳情、苦情申立及び調停処理体制を確立し、国民の苦情申立案件及び長期介護サービス機関が委託する争議等の事案を処理しなければならない。

第四十六条

地方主管官庁は、入所介護型サービスを受ける利用者に扶養義務人或いは法定代

理人がないことについて、自身或いは民間団体と連携してその長期介護サービス品質を監督しなければならない、介護事業所はこれを拒んではならない。

第六章 罰則

第四十七条

介護事業所が、第二十三条、第四十一条第一項或いは第四十四条の規定に違反した場合、6万台湾ドル以上30万台湾ドル以下の過料に処する。

介護事業所が第二十三条の規定に違反した場合、前項の規定により処罰するほか、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合は、回数に応じて処罰できる。

許可を得ることなく介護事業所を設立し、長期介護サービスを提供した場合、前二項の規定により処罰するほか、事業廃止を命じると共にその名称及び代表者の氏名を公布する。

介護事業所が第四十四条の規定に違反した場合、第一項の規定により処罰するほか、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合、1ヶ月以上1年以下の事業休止処分に処し、事業休止期間が満了しても改善が見られなかった場合、設立許可を廃止できる。

介護事業所が、第四十四条の規定に違反し、その情状が特に重い時、設立許可を直接廃止できる。

第四十八条

介護事業所が設立許可の基準に違反した時、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合は、6万台湾ドル以上30万台湾ドル以下の過料に処し、また更に相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合は、その設立許可を廃止できる。

第四十九条

介護事業所が第三十六条第二項の規定に違反した場合、3万台湾ドル以上15万台湾ドル以下の過料に処し、相当期間を定めて過徴収分或いはみだりに徴収した費用を払い戻すよう命じる。

第五十条

次の各号のいずれかに該当した場合は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処する。

- 一、非介護職員が第十八条第一項の規定に違反して中央主管官庁の公示を経た長期介護サービスの特定項目を提供したとき。
- 二、介護事業所が第十九条第二項の規定に違反し、非介護職員が長期介護サービスを提供することを容認したとき。

三、非介護事業所が第二十七条の規定に違反し、介護事業所の名称を使用したとき。

第五十一条

介護事業所が第二十五条第一項の規定に違反した場合、第二十九条第二項の各号規定以外の広告内容を掲載又は放送した場合、或いはその広告内容が虚偽の場合、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わない場合は、回数に応じて処罰できる。

非介護事業所が第二十九条第一項の規定に違反して長期介護サービスの広告を行った場合、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処する。

第五十二条

介護事業所が長期介護サービスを提供する時、第四十二条の規定により書面の契約を締結しなかったとき、或いはその契約内容は、中央主管官庁が同条第二項により定める記載すべき規定及び記載不可規定に違反したとき、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わない場合は、1万台湾ドル以上5万台湾ドル以下の過料に処し、また回数に応じて処罰できる。

第五十三条

介護事業所が次の各号のいずれかに該当した場合は、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処する。

- 一、第十九条第三項の規定に違反して、所属する介護職員が異動する時、期限までに所在地の主管官庁の認定のために届け出なかった場合。
- 二、第三十一条第一項の規定に違反して、サービス提供責任者が事情により業務を遂行できなくなった時、資格を満たした者を代理として指定しなかった場合、若しくは代理が30日を超えても所在地の主管官庁の認定のため届出なかった場合。
- 三、第三十三条の規定に違反し、直ちにレファレルを受入れ或いは必要な医療サービスを提供できる医療機関と医療サービス契約を締結しなかった場合。
- 四、所属の介護職員が第三十八条の規定に違反し、提供した長期介護サービスに関する事項について記録を作成して法律通り保存しなかった場合。
- 五、第三十九条第一項の規定に違反し、主管官庁の評価、指導、監督、査定、検査又は関連サービス資料提出の要求を忌避、妨げ若しくは拒んだ場合。

介護事業所が第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条の規定に違反した場合、前項の規定により処罰するほか、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わない場合、1ヶ月以上1年以下の事業休止処分に処する。

介護事業所が第三十九条第一項により評価を受け、評価に不合格となった場合、

相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合、入所介護型サービス類の介護事業所は、6万台湾ドル以上30万台湾ドル以下の過料に処する。その他のサービス類の介護事業所が評価に不合格となった場合、第一項の規定により処罰する。該期間内には是正を行わない場合は、回数に応じて連続処罰できる。その情状が特に重い時、1ヶ月以上1年以下の事業休止処分に処し、事業休止期間が満了しても改善が見られなかった場合、設立許可を廃止できる。

第五十四条

介護職員が第二十条に違反した場合、介護事業所のサービス提供責任者が第三十条に違反した場合、介護事業所が第四十三条第一項の規定に違反した場合、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処し、また相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わず且つその情状が特に重い時、1ヶ月以上1年以下の事業休止処分に処する。

介護事業所が第十九条第一項の規定に違反して所在地の主管官庁の認定のため届け出ることなく、登録済みの所属介護職員により長期介護サービスを提供した場合、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処する。

第五十五条

介護事業所が第三十六条第一項、第三十七条の規定に違反した場合、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わない場合、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処する。

第五十六条

介護職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処し、また1ヶ月以上1年以下の事業休止処分を併科し、その情状が特に重い時、その修了証明書を廃止できる。

- 一、業務の遂行時、虚偽の記載を行ったとき。
- 二、介護職員の修了証明書を他者の使用のため貸与したとき。
- 三、第四十四条の規定に違反したとき。

第五十七条

介護事業所が、第六十四条第一項で規定する訓練を受けていない個人ヘルパーを雇用した場合、3千台湾ドル以上1万5千台湾ドル以下の過料に処する。

第五十八条

次の各号のいずれかに該当した場合は、3千台湾ドル以上1万5千台湾ドル以下の過料に処する。

- 一、介護職員が第十九条第一項の規定に基づいて登録手続きを終えずに、長期介

護サービスを提供したとき。

- 二、介護職員の修了証明書の有効期間が切れたにもかかわらず、修了証明書の更新を終えずに、長期介護サービスを提供したとき。

第五十九条

介護事業所が次の各号のいずれかに該当した場合は、その設立許可を廃止できる。

- 一、明らかな管理ミス且つその情状が特に重いことにより、長期介護サービスを受けた者が死傷したとき。
- 二、所属の介護職員が長期介護サービスを提供するに当たり、この法律の規定に違反し、且つその情状が特に重く、当該事業所に帰責事由があるとき。
- 三、事業休止処分を受けても事業を休止しないとき。

前項第一号及び第二号の情状の認定は、主管官庁が紛争処理会を開いて調査し、また被調査者に意見陳述機会を与えなければならない。紛争処理会の立ち上げは、中央主管官庁が定める。

第六十条

この法律で定める罰則は、地方主管官庁が処罰する。

第七章 附則

第六十一条

この法律の施行前に、すでに他の法律の規定により、この法律で定める長期介護サービスに従事していた者は、この法律の施行後2年以内に、引き続き長期介護サービスに従事でき、第十八条第一項規定の制限を受けないものとする。

前項の職員の訓練カリキュラムについて、この法律の施行前のカリキュラムとの統合、既存修了証明書の移行及び認定基準等に関する事項は、中央主管官庁が定める。

第六十二条

本法律を施行する前に、すでにその他の法律の規定により、本法律で定める長期介護サービスに従事していた機関（事業所）、法人、団体、協同組合、事務所等は、元の法律に基づいて長期介護サービスの提供ができる。

第六十三条

退役軍人援護条例によって設立された榮譽国民施設に付設する退役軍人及び引き継いだ軍属のために長期介護サービスを提供する介護事業所は、第二十三条、第二十五条及び第三十五条の許可、認定手続きに関する規定がこの法律を適用しな

いことを除き、設立基準、サービス提供責任者の資格及び介護職員の訓練認証基準、評価等に関しては、この法律の規定によって実施されなければならないものとする。ただしその上級庁の承認を受けてから 30 日以内に、所在地の主管官庁に届け出なければならない。

前項の介護事業所は、第十四条の規定を適用しない。

第六十四条

個人ヘルパーは、中央主管官庁が指定を公示した訓練を受けなければならない。この法律の施行後に初めて入国した外国人が要介護者の家庭で雇用されてヘルパー仕事に従事する場合、雇用者は当該ヘルパーのために中央主管官庁で定められる補充訓練を受けるよう申請できる。

前項の補充訓練のカリキュラム内容、料金項目、申請手続き及びその他の遵守すべき事項は、中央主管官庁が定める。

第六十五条

この法律の施行細則は、中央主管官庁が定める。

第六十六条

この法律は、公布から 2 年後に施行する。

この法律の修正条文は、この法律を施行した日に施行する。

本資料は、日本台湾交流協会（著作権者）のご厚意により、ジェトロが同協会から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原文は全国法規資料庫のウェブサイト（<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&t=A1A2E1F1&k1=%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E6%9C%8D%E5%8B%99%E6%B3%95>）で閲覧いただけます。本資料は、一般的な情報の提供のみを目的として作成されたものであり、個別のケースについて正式な助言をするものではありません。本資料の情報のみに依拠された場合は、ジェトロ、同協会ともに責任を負いかねますのでご了承ください。